

宝くじ文化公演

ズーラシアンブラスの仲間達 with 大阪交響楽団



ズーラシアンブラス/
© スーパーキッズ

大阪交響楽団 / © 飯島隆

2026年 7月19日 日

開場 / 13:30 開演 / 14:00

紀美野町文化センター
みさとホール

〒640-1243 和歌山県海草郡
紀美野町神野市場217番地



主催：紀美野町 / 紀美野町教育委員会 / (一財) 自治総合センター



指揮 / 岡本 陸

演奏曲目

動物たちの絆ファンファーレ
七つの子の主題による幻想曲、マンボNo.5
Kong, Kong, Kong!
ほか
(変更の可能性あり)

入場料金(税込)

[]内は当日料金

全席指定 一般: 2,500円 高校生以下: 1,500円
[3,000円] [2,000円]

※この公演の入場料は、宝くじの助成により特別料金になっています。

※前売入場券が完売した場合、当日券の販売はありません。

※3歳未満はひざ上鑑賞無料。ただし、座席が必要な場合は有料。

※車椅子席をご利用の方は、事前にお問い合わせください。

チケット販売

前売り開始日 令和8年5月7日(木) 9:30~

窓口販売 紀美野町文化センター (TEL.073-495-9055)

紀美野町中央公民館 (TEL.073-489-2877)

まずはお電話ください。

現金書留 受付: TEL.073-495-9055



あなたに夢を。宝くじ 街に元気を。



クーちゃん

宝くじの収益金は

学校、図書館等の教育施設の整備をはじめ、
公園、社会福祉施設等の建設改修など、
皆様の日常生活に役立つように使われています。

りらフェスティバル

みんなであそび楽しむ

夏祭り

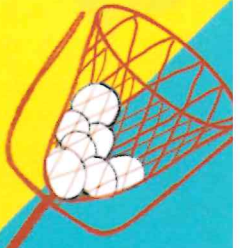
参加型運動会もあるよ

会場 紀美野町文化センター
時間 12時～17時

入場無料

小雨決行
荒天中止

6月14日(日)



水心小籠包 餃子作りコンテスト 優勝賞状



学校法人 りら創造芸術学園

りら創造芸術高等学校

〒640-1205 和歌山県海南郡紀美野町真国宮56
TEL:073-497-9111
FAX:073-497-9120 E-mail:lyra@lyra-art.jp



運動会企画

- ・玉入れ
- ・パン食い競争
- ・借り物競走



かき氷の
100円引き券
ヨーヨー
引き券



出店

- ・ハンバーガー
- ・うどん
- ・ホルモン焼き
- ・ポテト
- ・玉せん
- ・お菓子すくい
- ・かき氷
- ・ヨーヨー釣り
- ・お面絵付け
- ・紀美野町のパン大集合
- ・己書 など



送迎バス

行き 海南駅東口 12時出発
 帰り 文化センター 17時15分出発



学校説明会 (同日開催)

受付開始 12:30~
 開催時間 13:00~14:00
 場所 紀美野町文化センター内の
 ホワイエ
 事前予約 公式HPから予約してください。

舞台・展示

ミュージカル、ダンス、歌、イラスト、絵画、写真など



紀美野町文化センターのホワイエでは
 りら生による展示もしています。
 見に来てね

ワクワク！りらの授業をやってみよう

今年も始まる！体験授業

※宿泊体験も！

サマースクール	8/1-2	8/9		
オータムスクール	10/3	11/14		
ウィンターワークショップ	12/12	1/23		
祝日の学校説明会	6/14	7/20	8/15	
	9/21-23	11/23	1/11	2/23

入場無料！華やかに輝く

舞台・展示！授業の発表会

りらシアター Autumn	
りら520周年記念式典	10/11
世界民族祭・万博レガシー公演	12/26
りらシアター Winter	2/13, 14

※イベントの日曜は変更になる場合がございます。最新情報はHPよりご確認ください。

詳しくはこちらから



学校法人 りら創造芸術学園

りら創造芸術高等学校

〒640-1205 和歌山県海草郡紀美野町真国宮56

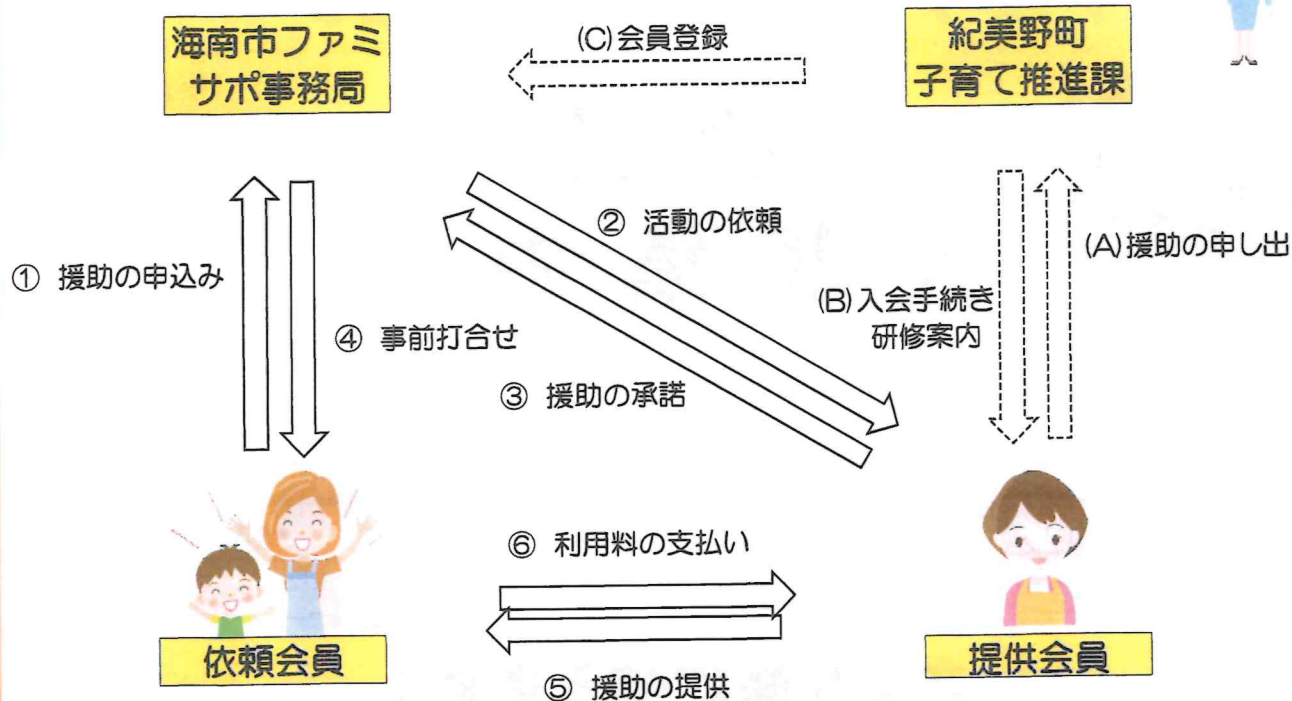
06 高校

TEL:073-497-9111

FAX:073-497-9120 E-mail:lyra@lyra-art.jp



☆ファミリーサポートセンター ご利用の流れ



依頼会員(子どものサポートを受けたい方)さんへ

→利用したい時は、ファミサポ事務局までご連絡をお願いします。

受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。TEL 483-8506

☆こんなときにご利用ください！

- こども園などの降園後、学校の下校後の預かり
- こども園や学校までの送迎
- 仕事や用事があるときの一時的な預かり
- 習い事への送迎

注意) 援助活動の場所は、原則、提供会員の自宅です。事前の双方の合意があれば依頼会員の自宅や公共施設での預かりが可能です。

☆活動時間、支援料金について

月～土曜日の
午前7時～午後10時
1時間あたり **700円**

日曜日・祝日・12/31～1/3の
午前7時～午後10時
1時間あたり **900円**

- 1時間未満の時間の取り扱いについては、最初の1時間までは1時間とみなし、それ以降は、15分単位で計算します。
- 依頼を取り消した場合、キャンセル料が発生する場合があります。
- 援助活動が完了したら、依頼会員は、提供会員へ利用料(現金)をその場でお支払いください。
- 時間外(午後10時～午前7時)は、上記支援料金の200円増しです。

☆その他

- 依頼会員と協力会員を兼ねることもできます(両方会員)。両方会員も、提供会員が受講する講習会に参加していただけます。



ファミリー・サポート・センター

仕事と育児を
両立するため

会員

大募集中！

子育て世帯を
応援するため

☆ファミリーサポートセンターって？

子育てを地域でサポートする事業です。
子育ての**お手伝いをしてほしい人(依頼会員)**と
子育てを**応援したい人(提供会員)**をマッチングして
子育てを頑張るみなさんを応援します！



こんな時に使えます！

こども園に

迎えに行けないかも

残業や急用などで、こども園等へお子さんを迎えに行けない時にお子さんをお迎えに行きます。

買い物に

なかなか行けない…

保護者の買い物や美容室など、ご自身の時間を持ちたい時にお子さんをお預かりします。

今日は

体調が悪い…

保護者が体調不良などで通院する場合に、お子さんをお預かりします。

会員の条件

依頼会員

紀美野町内にお住まい、又は紀美野町にお勤め先があり、12歳以下（小学校卒業まで）のお子さんがある方で育児サポートを受けたい方。

提供会員

紀美野町内にお住まいの方で、子育て支援に意欲があり、お手伝いができる方。※提供会員は有償ボランティアです。

☆会員になるには、どうしたらいいのですか？

お電話にて、町子育て推進課までご連絡をお願いします。後日、来庁いただき、制度の説明と申込書をご提出いただきます。

また、大切なお子さんをお預かりする事業ですので、提供会員さんには、**必ず町の定める講習会を受講していただきます。**

その他、ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☆問い合わせ・会員登録申込み

受付時間 平日 8:30~17:15

紀美野町子育て推進課

TEL 073-489-9966

☆お子さんのサポート援助の申込み

受付時間 平日 8:30~17:00

海南市ファミリーサポートセンター事務局

TEL 073-483-8506

海南市ファミリー・サポート・センター

保育サポーター養成講座

子育て中の保護者が安心して仕事やさまざまな活動をしやすくする為に、
子どもの一時預かり等のお手伝いをしていただける人材を育成する講座を開催します。

* 養成講座は24時間の受講が必要ですが、今回は下記の項目（14.5時間）で実施します。

月日		時間	内容	講師(敬称略)
令和8年 6月22日(月)	①	10:00~11:00	事業概要	海南市ファミリー・サポート・センター センター長 張間広子
	②	11:00~12:00	子どもの特性とお世話のしかた	紀美野町子育て推進課 保健師
	③	13:00~14:30	事故予防と対応	赤十字幼児安全法講師
6月23日(火)	④	10:30~12:00	緊急の対応と応急処置	紀美野町消防署 消防士
6月24日(水)	⑤	10:00~12:00	子どもの心と体の発達	和歌山信愛大学教授 森下順子
6月29日(月)	⑥	10:00~12:00	安全に預かるために	海南市ファミリー・サポート・センター アドバイザー
	⑦	13:00~15:00	子どもの栄養と食生活	栄養士・食生活アドバイザー 松崎博子
6月30日(火)	* 活動研修			全講座を終了後、ファミリー・サポート・センターの提供会員として 登録される方に受けていただく研修です
	⑧	10:00~10:30	登録手続き	海南市ファミリー・サポート・センター アドバイザー
	⑨	10:30~12:00	書類の確認とサポートの流れ	海南市ファミリー・サポート・センター アドバイザー
	⑩	13:00~14:30	支援料の計算と報告書の書き方	海南市ファミリー・サポート・センター アドバイザー

* 都合により講座内容及び、講師が一部変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

<開催場所> 紀美野町総合福祉センター 3階会議室

<受講料> 無料

<定員> 10名(先着順) 申込み締め切り 6月18日(木)

<申し込み・お問い合わせ>

和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4

紀美野町総合福祉センター内 子育て推進課

TEL 073-489-9966 FAX 073-489-6655



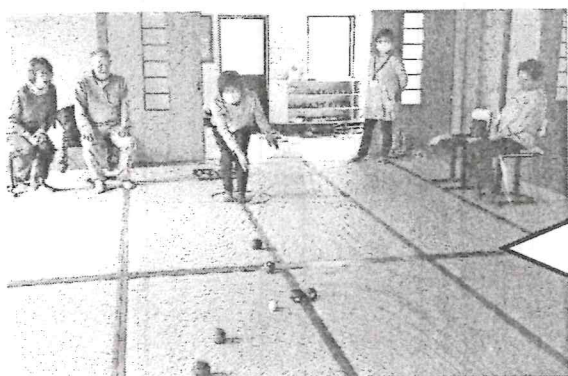
地域サロンをご存知ですか？

紀美野町では、39カ所の地域サロンが活動しています。その地域サロンでは、住民の方が気軽に集まって交流をする中で、楽しみながら仲間づくりや体力づくりを行っています。



ちらし寿司の他にも、揚げ出し豆腐や白和えなど4種類のおかずと、季節の果物をはさんだシフォンケーキを作って、ランチ会をしました。美味しいご飯をみんなで食べると、一層美味しく感じました。
3/23 ゆずの会(真国宮)

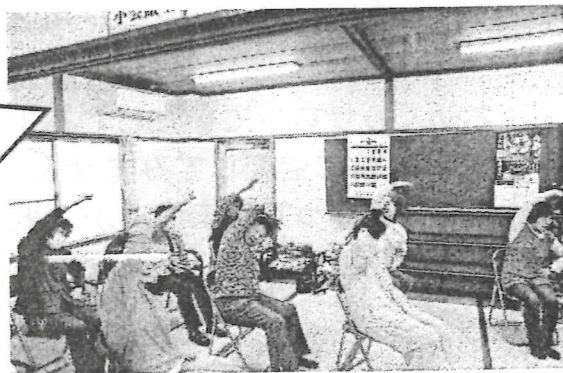
輪投げをしました。高得点を狙いましたが、思った所に輪が入らず苦戦しました。その後でボウリングもしました。初めてする人もいましたが、みんなで楽しめました。ストライクも出て、盛り上がりました。
3/30 チィチィパッパ(下佐々)

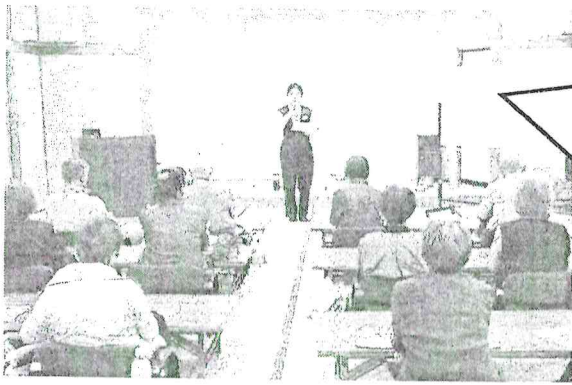


ラジオ体操の後は、恒例の『室内ペタンク』をしました。回を重ねている成果が出て、みなさん上手くなってきました。的にボールが集中して、接戦になる時もありました。
4/14 かしこ池サロン(かしこ池)

みんなで【いきいき百歳体操】をしました。月に一回の体操になりますが、体を動かすのと動かさないのでは、柔軟性などが違うような気がします。これから先も、長く続けようと思います。

4/15 柴目サロン(柴目)





海南警察署交通課の職員による『交通ルール』と『詐欺防止』の講話がありました。自転車の交通違反の話や、車で自転車を追い越す時の注意点などを聞きました。家の固定電話に、国際電話がかかってこないようにする申請書の説明もありました。

4/23 福井サロン(福井)

スロットカーリング(卓上カーリング)をしました。ストーンが滑りすぎて机から落ちたり、相手のストーンを的に入れてしまったりと、その度に大笑いしました。初めてするゲームで、少し不安もありましたが、とても楽しくできました。

4/24 吉野ハッピーサロン(吉野)



サロン川柳

安井サロン(安井)の会員さんの作品

皆の顔眺めてほっとするサロン

サロンでのお喋りだけは皆達者

病院と薬の話で盛り上がり

今日も又出会った場所は医院内

冷蔵庫開けたり閉めたり何を出す

カレンダー通院マークが賑やかに

大晦日そつと湯舟に残り柚子

お近くのサロンに参加してみませんか？お近くのサロンで、近所の方たちと楽しい時間を一緒に過ごしてみませんか？もし、お近くにサロンがない方は、みんなで楽しいサロンを作ってみませんか？興味のある方は、お気軽にご連絡ください。

紀美野町役場保健福祉課

TEL 489-9960



苦しむ人々を救いたい。命のバトンを未来へ。



赤十字は、動いてる! with You

赤十字活動資金へのご協力をお願いします。



ごあいさつ

平素は、赤十字事業の推進に格別のご支援、ご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本赤十字社では、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守るという使命のもと、災害発生時には、いち早く全社を挙げて被災者への医療救護や救援物資の配分等、様々な活動を行っております。

とりわけ、和歌山県支部では、こういった活動に加え、近い将来、高い確率で発生し、甚大な被害を及ぼすとされている「南海トラフ地震」に備え、災害救護訓練、救護班員の養成・研修、救護資材の整備や防災・減災セミナーの開催等の活動を日々進めているところです。

これらの日本赤十字社の活動を推進していくためには、皆様方からの継続的なご支援が必要不可欠となります。

何卒、赤十字の趣旨をご理解いただき、活動資金へのご協力をお願い申し上げます。

日本赤十字社和歌山県支部長

日本赤十字社では、人道のもと、このような活動を行っています。

国内災害救護



国際活動



救急法等の講習



青少年赤十字



赤十字ボランティア



日本赤十字社の活動にご協力頂いた場合は、下記のとおり「**税制上の優遇措置**」や「**表彰制度**」を設けております。



税制上の優遇措置（寄付金控除等）

赤十字の活動資金にご協力頂いた場合は、税制上の優遇措置が受けられます。

個人：確定申告することで、所得税や住民税*の控除が受けられます。

*和歌山県では、他府県では殆ど適用されていない住民税（県民税及び市町村民税）の控除が適用されます。その年に支出した寄付金の合計額から2千円を差し引いた額の4%が寄付者のその年の県民税額から控除され、更に6%が寄付者のその年の市町村民税から控除されます。

法人：寄付金の額を損金に算入することができます。

表彰制度

【日本赤十字社の表彰制度】

区別	表彰基準
銀色有功章	一時又は累計で、20万円以上を納められた個人・法人等
金色有功章	一時又は累計で、50万円以上を納められた個人・法人等
日本赤十字社社長感謝状	金色有功章受章後、一時又は累計で、50万円以上を納められた個人・法人等

【国の表彰制度】

区別	表彰基準
厚生労働大臣感謝状	一時又は同一年度内に累計で、100万円以上を納められた個人、又は300万円以上を納められた法人
紺綬褒章	一時又は分納により、500万円以上を納められた個人、又は1,000万円を納められた法人



銀色有功章



金色有功章（個人）



社長感謝状



厚生労働大臣感謝状



紺綬褒章

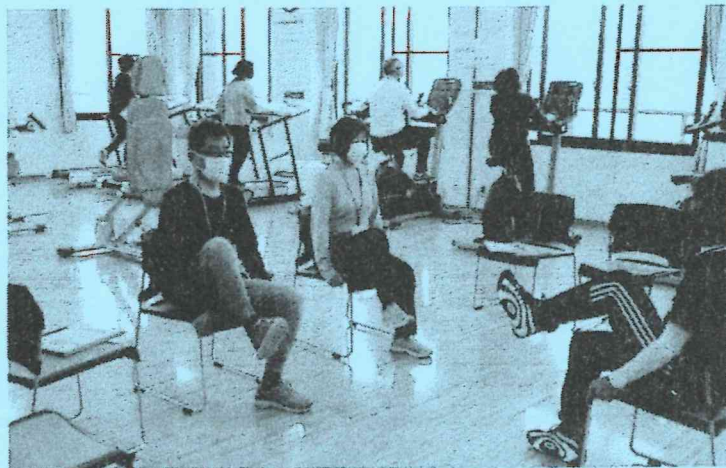
【お問い合わせ】 ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

参加者募集!!

健康アップチャレンジ教室

毎月第1金曜日からスタート👉

随時募集しています。



健康運動指導士による、トレーニングマシンを使用した運動教室です。体力づくり、健康づくりに挑戦してみましょう。

初心者の方も大歓迎です! お気軽にご参加ください。栄養士による栄養相談も実施しています。

参加ご希望の方は、下記までお申し込みください。

場 所 総合福祉センター
2階トレーニングルーム

対 象 者 概ね65歳以上
※要介護認定のない方
※主治医から運動を止められていない方

曜 日 金曜日
(毎週)

時 間 午前9時30分
～
午前11時30分



定 員 12名
※できるだけ休まずにご参加ください。

項 目 ストレッチ
筋力トレーニング等



期 間 約3か月

お問い合わせ
お申し込み

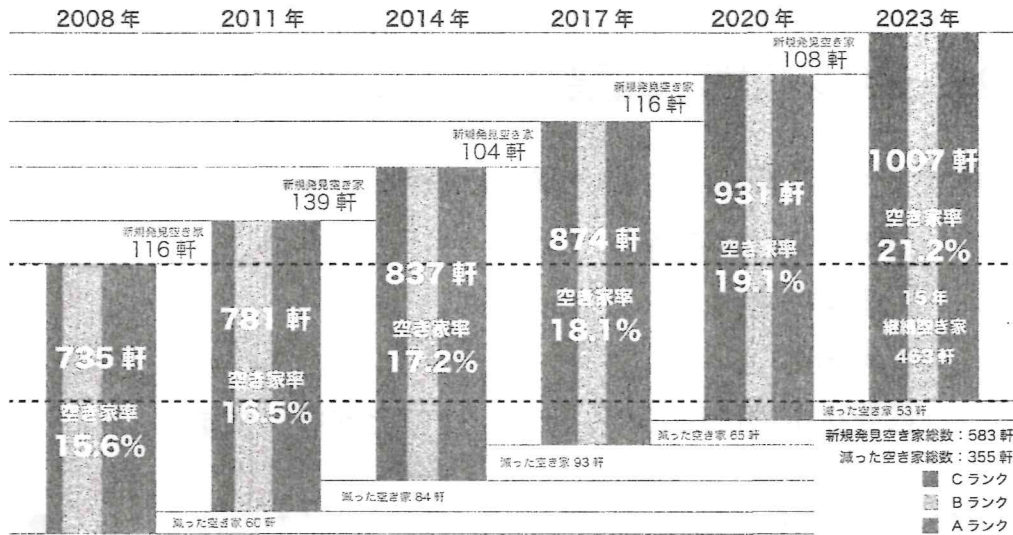
紀美野町役場 保健福祉課
☎ 489-9960

参加費用
無料!!

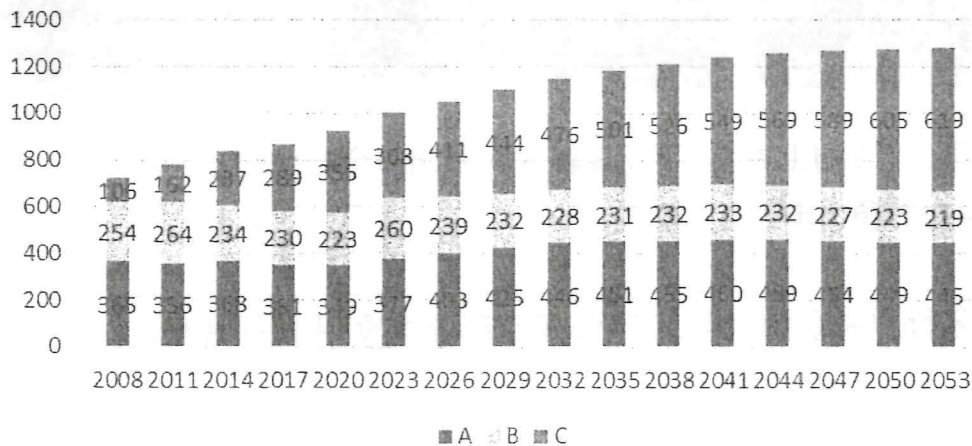


紀美野町の「空き家」調査

和歌山大学・平田隆行研究室では、2008年から3年ごとに紀美野町全域で空き家調査を行っています。一軒一軒、ほぼ全ての空き家を訪れて、「質」と「量」を確認しています。2008年から2023年までの15年間でどう変わったのか、簡単にご報告します。



空き家は、15年間で583軒発生し、355軒が撤去などで減りました。結果として空き家は1000軒を超えています。15年間で270軒ほどの空き家が増えたこととなります。質の悪い空き家が増えています。空き家率は21.2%で、全国平均13.8%を高く超えています。全国の20年先を進んでいます。



30年後（2053年）の空き家を推計すると、空き家数1283軒、空き家率31.1%です。廃屋に近い建物が半数に及びます。

今後も空き家調査を行い、課題解決の一助になればと考えております。ご理解・ご協力をお願いいたします。（教員・平田は和歌山県空家等対策推進協議会・会長を続けています）

和歌山大学システム工学部・平田研究室の 大学生が空き家の現地調査を行います。

和歌山大学システム工学部・平田研究室では、大学生による調査の一環として、2008年から3年おきに紀美野町全域の空き家を一軒一軒訪れ、その状態を調査・確認しています。

この度、お住いの地区を調査することになりました。

調査員の大学生は「和歌山大学」と書かれたオレンジ色の腕章を着け、

- ・空き家の現場確認
 - ・調査票の記入
 - ・写真撮影
 - ・管理状況のヒアリング
- などを行います。

小型ドローンを使って
空き家を撮影することもあります。



ご不明な点等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせください。
ご理解・ご協力お願い申し上げます。

平田隆行（和歌山大学システム工学部准教授・平田研究室）
電話：073-457-8392
080-3835-6342(調査中直通電話)
メール：hira@wakayama-u.ac.jp

紀美野町役場まちづくり課
電話：073-495-3462

※紀美野町役場では、この研究の周知や所在地の照会等に協力しています。

道路上に張り出している樹木の剪定・伐採について（お願い）

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、車との接触など交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は所有者のものです。樹木等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。所有者の皆様には適切な管理をしていただくようお願いいたします。

【剪定等作業時の注意事項】 作業時には通行車両や自転車又は歩行者の安全確保と、樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。また、電線や電話線等がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に関西電力またはNTT等に連絡し、伐採について確認を行ってください。

剪定・伐採の範囲



道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、普通道路の上空 4.5m及び歩道の上空 2.5mを構造物等の配置してはならない高さとして規定しています。

その他参考条文

民法

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第 233 条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第 717 条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。